

# 事後審査型制限付一般競争入札心得

制定（平成 30 年 5 月 28 日事務局長決裁）  
改正（令和元年 6 月 28 日事務局長決裁）

## （趣旨）

**第1条** 那覇市・南風原町環境施設組合において行う事後審査型制限付一般競争入札の取扱については、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則及びこの心得の定めるところによる。

## （入札）

**第2条** 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札書、委任状は、所定の様式を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

委任状のない入札は、無効とする。

委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 7 入札執行回数は、3 回までとする。※入札書は 3 部準備すること。
- 8 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表する入札の場合にあっては、入札の執行回数は 1 回とする。

## （入札の無効）

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 所定の様式を使用していない入札書及び委任状による入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札。
- (5) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札。又は入札額の先頭に￥マークの記載がない入札。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 明らかに談合によると認められる入札。
- (9) 他の参加者の代理人を兼ね、又は 2 者以上の代理をした入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。

(落札候補者の決定)

**第4条** 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。(ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、その他の者を落札候補者とすることができる。)

- 2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときはただちにくじによって落札候補者を決定するものとする。  
なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- 4 落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- 5 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格を有するか審査する。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。  
なお、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、2の審査順位により落札候補者とする。